# メニュー「最終処分事業場設定」の名称が「処分事業場設定」に変わります

## 【名称変更と設定項目の追加】

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター)

廃棄物処理法施行規則の改正(2025年4月22日公布、2027年4月1日施行)に伴い、 2025年5月6日から再資源化等の情報に関する新しいメニュー等が追加されます。

また、メニュー「最終処分事業場設定」の名称が「処分事業場設定」に変わり、設定項目が追加されます。

	5月5日まで	5月6日から
メニュー名称	<u>最終</u> 処分事業場設定	処分事業場設定
設定項目	   事業場コード、事業場名称、事業場所在地 	事業場コード、処分業者情報(許可番号、処分業者 名称)、事業場区分、事業場名称、事業場所在地

- ▶「最終処分事業場設定」に登録していた情報は、そのまま引き継がれ処分事業場一覧に表示されます。 2025年5月6日~2027年3月31日まで、再資源化等の情報の入力は任意のため、「許可番号・処分業者名称・ 事業場区分」を設定しなくても、従来どおりの最終処分終了報告をすることができます。
- ▶ 排出事業者が設定する「最終処分事業場設定」のメニュー名称、登録内容に変更はありません。

## **設定方法**(メニュー「基本設定」>「処分事業場設定」)

再資源化等の情報※を含む最終処分終了報告を行う場合は、「許可番号」「処分業者名称」を含むすべての情報を入力し、設定しておく必要があります。

※再資源化等の情報の入力方法等に関する詳しい情報はホームページをご覧ください。

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/tsuika/index.html

#### 1.新たに処分事業場を追加(新規設定)する場合

▶「許可番号」「処分業者名称」を含むすべての情報(①)を入力し「新規設定」(②)をクリックします。



#### 2. 一覧に表示されている登録済みの処分事業場の情報を変更する場合

▶ 処分事業場の「編集」(①)をクリックし、『処分業者情報(許可番号、処分業者名称)』 『事業場区分』(②)を入力し「編集完了」(③)をクリックします。

